



令和3年5月24日
十日町市防災安全課

避難情報の一部変更について

令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、5月20日から市が発令する避難情報等が変更となりました。

避難情報を正しく理解し、円滑な避難を心がけてください。

1 避難情報等の種類

警戒レベル	新たな避難情報等	住民がとるべき行動	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
4	避難指示	危険な場所から全員避難	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水注意報等（気象庁）	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報等（気象庁）
1	早期注意情報（気象庁）	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

2 変更のポイント

(1) 【警戒レベル3】「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に変更

「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令されたときは、高齢者や障がいのある方等は避難を開始してください。高齢者等以外の方も、必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備や、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(2) 【警戒レベル4】「避難勧告」は廃止

避難勧告は廃止され、避難指示に一本化されました。「警戒レベル4 避難指示」が発令されたときは、危険な場所から全員避難してください。

(3) 【警戒レベル5】「災害発生情報」は「緊急安全確保」に変更

「警戒レベル5 緊急安全確保」が発令されたときは、すでに災害が発生または切迫しているため安全な避難ができず、危険な状況です。洪水等のリスクのある区域では少しでも高い場所に移動したり、土砂災害のリスクのある区域では崖から少しでも離れた部屋に退避するなど、命を守るための最善の行動をとってください。

なお、「警戒レベル5 緊急安全確保」は必ず発令されるものではありません。

3 分散避難について

避難情報が発令されたときには、同時に多くの方が避難します。小中学校や公民館など、市の指定避難所に避難することだけが「避難」ではありません。日ごろから災害時の行動を確認し、分散避難のご協力をお願いします。

【避難先の例】

(1) 市の指定避難所

食料や飲用水、毛布などのほか、マスクや消毒液、体温計などの携行をお願いします。また、避難所での3密の回避など感染症拡大防止にご協力をお願いします。

(2) 安全な親戚・知人宅への避難

普段から、親戚や知人の方と災害時に避難することを相談してください。

(3) 安全なホテル・旅館への避難

ハザードマップで安全が確保できる宿泊施設か確認してください。事前予約や通常の宿泊料が必要です。

■お問合せ先

十日町市防災安全課 防災安全係

担当：高橋・水落 ☎025-757-3197

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁





ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。